

風致地区

自然の景観を保持するとともに史跡・名勝等を含む区域で静かな環境を維持し、景趣の特徴を助長させるため一定の区域を風致地区として指定し、その区域内では建築物やその他の工作物の築造、土地の形質の変更、竹木・土石の採取あるいは風致の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を禁止又は制限する。

名称	位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号
東京道	美園町二・三丁目、大沼町一・二・三・五・六・七丁目、花小金井二・三・四・五・八丁目、東久留米市弥生一・二丁目各地内	30.0	昭和37年7月26日	建設省告示第1802号
青梅街道	小川町一・二丁目、仲町、天神町一・二・三・四丁目、花小金井五・六・七・八丁目各地内	52.15	〃	〃
鈴木道	鈴木町一・二丁目、花小金井南町一・二・三丁目各地内	19.7	〃	〃
玉川上水	中島町、小川町一丁目、上水新町一・二・三丁目、たかの台、津田町一・二・三丁目、上水本町一・二・四丁目、学園西町一丁目、喜平町一丁目、上水南町一・二・三丁目、回田町、御幸町各地内	46.6	〃	〃

※昭和38年9月2日建設省告示第2253号により東村山都市計画から小平都市計画に変更

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、無秩序な市街地化の防止に資する緑地、歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等を保全し、良好な都市環境の形成を図るものである。

名称		位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号
番号	地区名				
第1号	上水新町一丁目特別緑地保全地区	上水新町一丁目	0.85	平成23年2月9日	小平市告示第18号
第2号	鈴木町一丁目特別緑地保全地区	鈴木町一丁目	0.35	〃	〃
第3号	小川町一丁目特別緑地保全地区	小川町一丁目	0.18	平成24年3月30日	小平市告示第50号
第4号	上水新町一丁目第二特別緑地保全地区	上水新町一丁目	0.09	令和2年2月17日	小平市告示第34号

生産緑地地区

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地等の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害、災害の防止、都市環境の保全等に役立つ一定の要件を満たす農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るものである。

内容	告示年月日	告示番号	備考
第一種生産緑地地区の決定	昭和50年12月26日	小平市告示第33号	13件指定
第二種生産緑地地区の決定	昭和54年12月26日	〃 第69号	1件指定
生産緑地地区の変更	平成4年10月26日	〃 第153号	生産緑地法の改正に伴う変更
〃 変更	令和2年12月24日	〃 第271号	347地区 約158.69ha